

新型コロナウイルス感染症が疑われる方が発生した場合の施設の対応（聖ルカ苑通所リハビリテーション）

疑われる方が発生した場合速やかに

情報共有・報告

- ・症状等から感染が疑われると思われる場合は、家族に連絡し利用中止。速やかに主治医に相談し、結果について報告をしてもらう。
- ・感染が疑われる利用者の担当の居宅介護支援事業所・介護サービス事業所・地域包括支援センター・市町村（保険者）等に連絡し情報を共有する。
- ・施設長等へ報告し、休業・一部停止について施設内で情報共有する。（法人内で複数の施設、事業所に勤務している者等がいる場合は特に注意する）
- ・有明保健所に報告し、感染拡大防止のための指示があった場合は従う。
- ・熊本県及び市町村（保険者）に連絡する。（衛生物品等の支援の必要性を含む。）
- ・感染が疑われる者以外の利用者の居宅支援事業所、介護サービス事業所等にも連絡する。
- ・利用者家族等へ報告する

消毒・清掃等

感染が疑われる方が利用した共有スペース、濃厚接触したと思われる他の利用者及び職員が活動するすべてのスペースを消毒・清掃する。

【手順】

- ・手袋、ゴーグル、エプロン等を着用（使用后廃棄もしくは消毒措置を実施）し、消毒用エタノール等で清拭、又は次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、湿式清掃し乾燥
- ・保健所等の指示に従う。

利用者・職員の特定

濃厚接触が疑われる

【考え方】

- 感染が疑わしい者に対し、
- ・長時間の接触（約15分以上）
 - ・適切な感染の防護（マスク等）無しに介護した
 - ・気道分泌液若しくは体液、排泄物等直接接触した可能性が高いに該当する者については特段の注意を要する。

感染が疑われる方・濃厚接触が疑われる方への対応

利用者の場合

- ・自宅待機を行い、保健所の指示に従う。
 - ・利用中止により入浴等生活に必要なサービスが滞る場合、必要に応じて居宅介護支援事業所等との連携により介護職員等の感染防止策を徹底した上で訪問介護等、自宅待機の場合に生活に必要なサービスを確保する。
- ※発症者と異なり「感染が疑われる者」については、通所サービス等の休止により自宅待機等を求められ、入浴等の機会が失われることのないよう居宅介護支援事業所等との連携により介護職員等の感染防止策を徹底したうえで訪問介護等、生活に必要なサービスを適宜確保する。特に独居者については、引き続き在宅継続することから食事・排せつ支援等の生活に最低限必要なサービス提供を行う。

職員の場合

- ・保健所等により濃厚接触者とされた職員については、感染者との最終接触から14日間健康観察を行うことが原則となるが、詳細な期間や対応については保健所の指示に従う。
- 風邪症状、発熱、のどの痛み、強い倦怠感等症状がある場合 ・自宅待機の上、保健所の指示に従う。
- 症状がない場合 ・所定の期間については感染が疑われるため、自宅待機する。
- ・職場復帰時期については、保健所と相談のうえ、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応する。
- ・その他、過去の行動記録を確認し濃厚接触者を確認する。

その他

- 〈特に同居者に感染を疑う場合〉
- ・所定の期間については感染が疑われるため、自宅に待機する。
 - ・濃厚接触者の調査の結果等により、ケアを保障するための人員不足が見込まれる場合、同一法人の介護サービス事業所からの応援も含め、速やかに職員の確保等の対応を検討するとともに、施設長は、保健所や派遣された専門家等と協力しながら、施設内・法人間の調整、行政との連絡調整、職員のメンタルケア、終息に向けた行動方針の作成等に努める。